**様式１**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 日 |

群馬県知事　様

|  |  |
| --- | --- |
| **申請者（第一種動物取扱業の申請者）** | |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| （法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名） | |
| 事務担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

**ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録申請書**

　ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要領第６に基づき、以下のとおり申請いたします。

**１　登録事業所の情報（第一種動物取扱業の登録内容を記載）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所の名称 |  | | | |
| 事業所の所在地  及び連絡先 | 〒 | | | |
| （電話番号 | |  | ） |
| 登録の業種 | 販売　　（登録番号：  　保管　　（登録番号：  　展示　　（登録番号：  　訓練　　（登録番号：  　貸出し　（登録番号：  　競り売り（登録番号：  　譲受飼養（登録番号： |  | | ）  ）  ）  ）  ）  ）  ） |

**２　登録基準**

　　申請する事業所は、次の登録基準を満たします。（該当するものにチェックを記載）

**（１）全ての事業所に共通する基準**

　ア　本申請書の３ 確認事項（１）について、１項目以上実施します。

　イ　ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証及び本制度の登録を示すポスター又はステッカーを顧客が見やすい場所に掲示します。

　ウ　申請者及び事業所は、**狂犬病予防法**、**動物の愛護及び管理に関する法律**、**群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（※）**及び**その他関係法令**を遵守しています。

　　　　　※前橋市又は高崎市に所在する事業所の場合は、それぞれ前橋市又は高崎市の同条例に読み替える。

**（２）犬猫販売を行う事業所の基準**

　ア　飼い主に対して、以下の項目について誓約を交わした上で販売します。

（ｱ）飼育可能な住宅に住居していること

（ｲ）終生飼育すること

（ｳ）万一飼えなくなった際には、責任を持って新たな飼い主を探し、安易に放棄しないこと

　イ　販売前に飼い主に対し、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所適正飼養説明項目（別紙１）」に記載する事項の説明を十分に行います。

　ウ　犬猫へのマイクロチップ装着及びその登録について、法令に基づいて取り扱うとともに、顧客へ丁寧に説明し、普及のための周知を行います。

**３　確認事項**

1. **犬猫の適正飼養の普及や譲渡の推進に関する以下の事項について、実施する項目は次のとおりです。**

ア　適正飼養の普及等に関するチラシ等を店頭に設置します。

イ　適正飼養の普及等に関するチラシ等を顧客に配布します。

ウ　群馬県が提供する適正飼養の普及等に関する情報を、事業所のホームページ等に年１回以上掲載します。

エ　飼い主に対して、適正飼養を継続して指導・アドバイスします。

1. **実施に際して必要な情報は次のとおりです。**

|  |  |
| --- | --- |
| 県ホームページの一覧に  事業所名と所在地を掲載 | 希望します。  　希望しません。 |
| 県ホームページの一覧から  事業所のホームページへ  リンクをする | 希望します。  　希望しません。  　事業所のホームページなし。 |
| 事業所のホームページアドレス |  |
| 大型の啓発ポスター掲示  （大型･･･A2やA1など） | 可能です。  　不可です。 |

**４　添付書類（犬猫販売を行う事業所のみ）**

　販売時説明に使用する資料

**５　登録時に記載した情報を変更する場合の確認事項（全ての事業所）**

　本制度に登録したのち、以下の項目を変更した場合は、ぐんま犬猫パートナーシップ事業所変更届出書（様式５）を提出します。

（１）事業所の名称

（２）メールアドレス

（３）「３　確認事項」に記載した実施項目及

（４）「４　添付書類」において添付した販売時説明に使用する資料の内容